

ハンドブック

令和5年7月



はじめに

このハンドブックは、被爆者健康手帳をお持ちの方に、手帳の管理や利用方法を示すとともに、国や東京都が実施している被爆者援護施策を解説しているものです。

ご自身の必要な手続等に、このハンドブックをご活用ください。

令和5年7月

東京都保健医療局保健政策部

目 次

- **被爆者健康手帳の管理**…………… 1
 - 住所や名前が変わったとき…………… 1
 - 手帳・手当証書をなくしたとき…………… 2
 - 東京都から他道府県へ住所を移したとき・ 2
 - 被爆者が亡くなられたとき
 - 《葬祭料支給申請》…………… 3
- **健康診断について**…………… 4
- **医療費の給付について**…………… 7
 - 手帳が使える医療機関等で受診したとき・ 7
 - 被爆者一般疾病医療機関の調べ方…………… 7
 - 手帳が使えない医療機関等
 - で受診したとき…………… 8
 - 自己負担分を支払った場合の医療費
 - の請求方法…………… 8
 - 【補足】医療の給付について…………… 9
- ★ **医療の給付を受けることができない場合** …… 10
 - 保険適用外の費用…………… 10
 - 手帳が使えない病気…………… 10
- **介護保険サービスの給付について**…………… 11
- ★ **介護保険サービスに対する助成**
 - 【医療系】…………… 11
 - 手帳が使える施設等を利用するとき …… 12

○手帳が使えない施設等を利用したとき	12
○自己負担分を支払った場合の助成金の請求方法	13
★介護保険サービスに対する助成	
【福祉系】	14
○利用方法	15
○手帳を提示しないでサービスを受けたとき	15
○養護老人ホームに措置入所しているとき	15
○自己負担分を支払った場合の助成金の請求方法	16
★介護保険サービスの給付を受けることができない場合	17
○助成対象外の介護保険サービス	17
○保険適用外の介護保険サービス	17
★訪問介護利用助成受給資格認定証の交付について	18
■各種手当について	19
○医療特別手当	20
○特別手当	20
○原子爆弾小頭症手当	20
○保健手当	20

○健康管理手当	21
○介護手当	22
■認定被爆者について	23
○認定制度とは	23
○原爆症認定の新しい審査方針	24
○認定医療の給付	26
主な提出物の一覧表	29
■都営交通無料乗車券の発行	33
■都営住宅入居の優遇	34
■税法上の特別措置	35
■利子所得等の非課税制度	36
■被爆者の子に対する援護	37
○健康診断の実施	37
○医療費の助成	38
■健康相談事業	40
■被爆者関係事務窓口一覧	41
○特別区窓口	41
○市町村窓口	44
■都道府県担当課一覧	46
こまったときのクイック検索	48

被爆者健康手帳の管理

手帳の管理は、各種サービスを受けるために必要です。以下のような場合には、必ず被爆者健康手帳及び各種手当証書の変更の手続きをお願いします。

住所や名前が変わったとき

東京都内で住所が変わったとき、名前が変わったときは必ず届け出てください。

届出がないと、東京都からの「お知らせ」が届かなくなります。次のものを揃えて、お住まいの区市町村の被爆者関係事務窓口（特別区 **41** ページ、市町村 **44** ページ参照）で手続きをしてください。

〈住所変更の場合〉

- ① 被爆者健康手帳
- ② 住民票
- ③ 手当証書（受給者のみ）

〈氏名変更の場合〉

- ① 被爆者健康手帳
- ② 戸籍抄本
- ③ 手当証書（受給者のみ）

手帳・各種手当証書をなくしたとき

被爆者健康手帳や各種手当証書を紛失、汚損、破損又は健診等の記録欄が不足した場合は、お住まいの区市町村の被爆者関係事務窓口（特別区 **41** ページ、市町村 **44** ページ参照）で再交付申請をしてください。

後日、手帳等を再発行してご自宅に郵送します。

〈持参するもの〉

手帳、手当証書（汚損・破損・記録欄不足の場合）

※ 再交付理由が紛失の場合のみ、東京都福祉保健局の HP から電子申請も受け付けています。

東京都から他道府県へ住所を移したとき

引越しなどで、東京都から他の道府県に住所を移したときは、**30 日以内に、新しい住所地の道府県**（広島市・長崎市は市役所）の被爆者関係窓口（都道府県窓口一覧 **46** ページ参照）へ届け出てください。

被爆者が亡くなられたとき《葬祭料支給申請》

被爆者の方が亡くなられたときは、**東京都疾病対策課へ速やかにご連絡ください**。お住まいの区市町村の被爆者関係事務窓口（特別区 **41** ページ、市町村 **44** ページ参照）に死亡届を提出するとともに、被爆者健康手帳及び各種手当証書をお返しください。

また、亡くなられた被爆者の葬祭を行った方に葬祭料 **212,000 円**（令和3年4月以降に亡くなられた場合の額）が支給されます。葬祭料支給申請手続は **29** ページ「主な提出物の一覧表」をご覧ください。

※ 死亡原因が、事故・天災等、原子爆弾の影響でないことが明らかな場合、葬祭料は支給されません。

健康診断について

健康診断は年4回まで無料で受けることができます。詳細は毎年3月頃に郵送する「健康診断のしおり」をご覧ください。

定期健康診断

○実施時期

春期（5～6月）と秋期（11～12月）

○検査項目・回数

一般検査を春期・秋期でそれぞれ1回まで

一般検査の検査項目

①	基本検査（血液検査、尿検査、血圧測定等）
②	心電図検査
③	胸部エックス線検査
医師が必要と認めた場合	
④	肝臓機能検査
⑤	ヘモグロビン A1c 検査
⑥	血清総コレステロール定量検査
①～⑥の検査の結果、更に検査が必要な場合	
⑦	精密検査

希望健康診断

○実施時期

4月1日から翌年3月15日までの希望する時期

○検査項目・回数

一般検査を年2回まで（検査項目は定期健診と同様）

※ 年2回まで受けられる希望健診のうち1回を【**がん検診**】に代えて、受診することができます。

がん検診の検査項目

①	胃がん検診
②	肺がん検診
③	乳がん検診
④	子宮がん検診
⑤	大腸がん検診
⑥	多発性骨髄腫検診
①～⑥の検査の結果、更に検査が必要な場合	
⑦	精密検査

健康診断実施医療機関

毎年3月頃に郵送する「**健康診断のしおり**」の中に一覧表にしてお知らせします。

健康診断受診奨励金

対象者	支給額
被爆者健康診断 の受診者	1回 1,000円 (年2回まで)

- ※ 「健康診断のしおり」に記載されていない医療機関で受診した場合は、支給されません。
- ※ 受診後、**30日**を過ぎた申請書は受理できません。

精密検査受診交通手当

対象者	支給額
被爆者健康診断の 精密検査の受診者	<u>自宅から最も近い</u> 健康診断実施医療機関 までの交通費

- ※ 「健康診断のしおり」に記載されていない医療機関で受診した場合は、支給されません。
- ※ 精密検査を保険診療にて実施した場合は、支給されません。
- ※ 原則、公共交通機関の運賃で計算します。

医療費の給付について

各種医療保険では、医療費の一定割合を患者さんが自己負担することになっていますが、手帳をお持ちの方は、**その自己負担分（※保険の適用となる範囲内に限ります。）が助成されます。**

利用方法①：手帳が使える医療機関等で受診したとき

手帳が使える医療機関等（被爆者一般疾病医療機関）であれば、窓口で手帳と後期高齢者医療被保険者証を提示してください。

被爆者一般疾病医療機関の調べ方

東京都医療機関・薬局案内サービス「ひまわり」で調べることができます。

〈医療機関検索方法〉「医療機関を探す」→「他の項目から探す」→「医療保険・公費負担医療など」→検索条件で「原子爆弾被害者一般疾病医療機関」を選択して検索する。

〈薬局検索方法〉「薬局を探す」→区市町村、地区を選択→「公費負担・クレジットカードの利用でさがす」→「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定」を選択して検索する。

利用方法②：手帳が使えない医療機関等で受診したとき

手帳が使えない医療機関等であれば、窓口で自己負担分をお支払いください。支払った医療費は、本人が東京都へ請求することにより払い戻しを受けることができます。

自己負担分を支払った場合の医療費の請求方法

請求書類は、被爆者関係事務窓口（特別区 41 ページ、市町村 44 ページ参照）にあります。

医療の区分等により、申請書や添付書類が異なりますので、ご注意ください。

○医療費の請求に必要な提出書類一覧

区 分	提出書類
入 院	① 一部負担金相当額支給申請書
入 院 外	② 領収書（ 原本 ） ※ 領収書がない場合は、医療機関等に
歯 科	①の裏面の記載を依頼してください。 ※ 【75 歳未満時の医療費の場合】
調 剤	① 一般疾病医療費支給申請書 ② 一般疾病医療費請求明細書（医療機関等に記載を依頼してください。）

治療用装具 ※下記参照	① 一般疾病医療費支給申請書 ② 医師の意見書の写し ③ 保険者の支給決定通知書 (原本) ④ 領収書の写し
柔道整復 あん摩 マッサージ はり・きゅう	① 一般疾病医療費支給申請書 ② 施術明細書 (レセプト) ③ 領収書 (原本)

※ 医療機関等でかかった文書料は助成対象外です。

【補足】医療の給付について

① 高額療養費について

高額療養費に該当する金額がある場合は、各種医療保険の保険者に申請し、払い戻しを受けてから東京都に請求してください。

② 治療用装具を作ったとき

先に各種医療保険の保険者に保険給付分を請求し、保険者から送付される支給決定通知書を受けてから、東京都に請求をします。

※ 保険者へ請求する前に必ず「医師の意見書」と「領収書」の写しをとっておいてください。

医療の給付を受けることができない場合

保険適用外の費用

手帳が使えるのは、**「各種医療保険が適用となる医療の範囲内」**（入院時食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を含む。）に限られます。**各種医療保険適用外の医療（予防接種や差額ベッド代等）を受けたときは、手帳の助成は受けられません。**

手帳が使えない病気

次のような病気や、けがにかかった医療費については、手帳が使いません。

- ① 遺伝性の病気
- ② 先天性の病気
- ③ 被爆時以前にかかった精神病
- ④ 軽いむし歯（エナメル質初期う蝕、う蝕1度
又はう蝕2度のう歯）

※ 自己の犯罪行為、けんか、泥酔、故意又は、重大な過失等による病気やけがも、手帳は使いません。

介護保険サービスの給付について

介護保険のサービスを利用した場合は、自己負担分の利用料がかかりますが、手帳をお持ちの方は、**その自己負担分（※保険の適用となる範囲内の助成対象サービスに限ります。）**が助成されます。

介護保険サービスに対する助成【医療系】

(福祉系サービス) については、14 ページ参照

対象サービスの種類		助成内容
①	訪問看護	サービスに要した介護保険給付対象費用の自己負担分
②	訪問リハビリテーション	
③	通所リハビリテーション	
④	短期入所療養介護	
⑤	居宅療養管理指導	
⑥	介護老人保健施設入所	
⑦	介護療養型医療施設入所 (令和6年3月末廃止) 介護医療院入所	

※ ①～⑤のサービスは、介護予防を含みます。

利用方法①：手帳が使える施設等を利用するとき

手帳が使える施設や医療機関等（被爆者一般疾病医療機関）であれば、窓口で手帳と介護保険被保険者証を提示してください。

利用方法②：手帳が使えない施設等を利用したとき

手帳が使えない施設や医療機関等であれば、窓口で介護サービス利用料（自己負担分）をお支払いください。支払った介護サービス利用料は、本人が東京都へ請求することにより払い戻しを受けることができます。

※ 払い戻される金額は、介護保険が適用となる範囲内です（食事代や日用品代等については、支給対象外です。）。高額介護サービス費に該当する金額がある場合は、保険者（区市町村）に申請し、払い戻しを受けてから東京都に請求してください。

自己負担分を支払った場合の助成金の請求方法

請求書類は、被爆者関係窓口（特別区 41 ページ、市町村 44 ページ参照）にあります。

○医療費の請求に必要な提出書類

対象サービスの種類		添付書類
医療系サービス	11 ページ記載のサービス	① 一般疾病医療費支給申請書 ② 領収書（ 原本 ） ③ 次のいずれか1点 ＜ケアマネジャーが作成したもの＞ ・介護給付費明細の写し ・サービス利用票の写し ・サービス利用票別表の写し

※（福祉系サービス）については、14 ページ参照

※ 医療系サービスと福祉系サービスでは、助成金の請求方法が異なりますので、ご注意ください。

介護保険サービスに対する助成【福祉系】

(医療系サービス) については、11 ページ参照

対象サービスの種類		助成内容
①	訪問介護 (※2) (所得税非課税世帯の被爆者に限る。)	サービスに要した介護保険給付対象費用の自己負担分
②	通所介護 (地域密着型を含む。)	
③	短期入所生活介護	
④	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	
⑤	小規模多機能型居宅介護	
⑥	複合型サービス (看多機)	
⑦	認知症対応型共同生活介護 (令和3年4月～)	
⑧	介護老人福祉施設入所 (特別養護老人ホーム) 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	

※1 ①～⑤及び⑦のサービスは、介護予防を含みます。そのうち、①についてはサービス種類コードA2、②についてはA6のみが助成対象となります。

※2 生計中心者が所得税非課税の場合が対象であり、別途「訪問介護利用助成資格認定証」の交付を受ける必要があります。(申請方法は、18 ページ参照)

利用方法

サービス利用時に手帳と介護保険被保険者証を提示してください。ただし、東京都以外の他道府県介護保険事業者を利用した場合又は住所地特例により保険者が都外自治体の場合は、本人が東京都へ請求することで払い戻しを受けることができます。

手帳を提示しないでサービスを受けたとき

支払った介護サービス利用料（自己負担分）は、本人が東京都へ請求することにより払い戻しを受けることができます。

※ 払い戻される金額は、介護保険が適用となる範囲内です（食事代や日用品代等については、支給対象外です。）。高額介護サービス費に該当する金額がある場合は、保険者（区市町村）に申請し、払い戻しを受けてから東京都に請求してください。

養護老人ホームに措置入所しているとき

措置に要する費用は、本人が東京都へ請求することにより払い戻しを受けることができます。

自己負担分を支払った場合の助成金の請求方法

請求書類は、被爆者関係事務窓口（特別区 41 ページ、市町村 44 ページ参照）にあります。

○サービス利用費の請求に必要な添付書類一覧

対象サービスの種類		提出書類
福祉系サービス等	14 ページ記載のサービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険利用助成金支給申請書 ② 領収書（原本） ③ サービス提供明細書（サービス利用票でも可） ④ 支払金口座振替依頼書 ⑤ 介護保険被保険者証の写し（初回請求時のみ） ⑥ 訪問介護利用助成受給資格認定証の写し（訪問介護利用者のみ）
	養護老人ホームへの入所	<ul style="list-style-type: none"> ① 養護老人ホーム利用助成金支給申請書 ② 領収書（原本） ③ 支払金口座振替依頼書

介護保険サービスの給付を受けることができない場合

助成対象外の介護保険サービス

次のサービス等は、公費助成の対象外です。

- ① 訪問入浴介護
- ② 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）
- ③ 福祉用具の貸与
- ④ 居宅介護福祉用具購入費
- ⑤ 居宅介護住宅改修費
- ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑦ 夜間対応型訪問介護

※ ①～⑤のサービスは、介護予防を含みます。

保険適用外の介護保険サービス

手帳が使えるのは、**「助成対象のサービス」**かつ**「介護保険が適用となるサービスの範囲内」**に限られます。

助成対象外・介護保険適用外のサービスを受けたときは、全額自己負担となります。

訪問介護利用助成受給資格認定証の交付について

訪問介護の助成は、所得税非課税世帯に限ります。サービスを受ける前に、訪問介護利用助成受給資格認定証の交付申請をしてください。

申請方法 ※ **毎年、更新が必要です。**

東京都保健医療局保健政策部疾病対策課へ申請してください（請求書類は HP に掲載してあります。）。

〈申請書類〉

- ① 訪問介護利用助成受給資格認定証交付申請書
- ② 住民票（世帯全員が記載されているもの）
- ③ 後期高齢者医療被保険者証の写し
（生活保護世帯除く。）
- ④ 介護保険被保険者証の写し
- ⑤ 世帯の生計中心者の住民税非課税証明書
（生活保護世帯は、生活保護受給証明書の写し）

各種手当について

被爆者に対する手当として、現行の被爆者援護法には、健康管理手当、保健手当、原子爆弾小頭症手当及び介護手当の制度が定められています。

また、認定被爆者（厚生労働大臣からの原爆症の認定を受けた被爆者）（**23** ページ参照）に対しては、医療特別手当及び特別手当の制度があります。

健康管理手当、保健手当、原子爆弾小頭症手当又は介護手当の申請手続は、お住まいの区市町村の被爆者関係事務窓口（特別区 **41** ページ、市町村 **44** ページ参照）で行ってください。

申請方法については、「主な提出物の一覧表（**32** ページ参照）をご覧ください。

認定されると申請の翌月から手当が支給されます。

各種手当の一覧

○手当の種類・金額・対象者一覧（令和5年4月現在）

① 医療特別手当	145,420 円（月額）
原爆症の認定を受け、そのけがや病気で治療中の方（定期的に審査があります。）	
② 特別手当	53,700 円（月額）
原爆症の認定を受け、審査の結果そのけがや病気が治ったと判断された方	
③ 原子爆弾小頭症手当	50,050 円（月額）
原爆の放射能の影響による小頭症の患者で、精神上又は身体上の障害で日常生活が著しく制限を受けるか著しい制限を加えることを必要とする程度の状態にある方	
④ 保健手当（一般）	17,940 円（月額）
爆心地から 2 km の区域内で直接被爆した方と、その胎児であった方	
⑤ 保健手当（高額）	35,760 円（月額）
④ の対象で以下のどちらかに該当する方	
1 身体上に障害がある方（身体障害者手帳 3 級程度）や傷痕等のある方	
2 70 歳以上で身寄りのない単身居住の方	

⑥ 健康管理手当

35,760円(月額)

以下の 11 の障害を伴う病気にかかっている方
 ※ただし、感染症、寄生虫病、中毒又は事故による
 病気等、原子爆弾の放射能の影響によるものでな
 いことが明らかなる場合を除く。

障 害 名	病 気 の 例 示
1 造血機能障害	鉄欠乏性貧血、 再生不良性貧血等
2 肝臓機能障害	肝硬変、慢性肝炎等
3 細胞増殖機能障害	悪性新生物、 脳腫瘍(良性を含む。)、白血病
4 内分泌腺機能障害	糖尿病、甲状腺機能低下症、 甲状腺機能亢進症等
5 脳血管障害	脳出血、くも膜下出血、 脳梗塞等
6 循環器機能障害	高血圧性心疾患、 慢性虚血性心疾患等
7 腎臓機能障害	慢性腎炎、 ネフローゼ症候群等
8 水晶体混濁による 視機能障害	白内障 (※ 先天性、糖尿病性を除く。)
9 呼吸器機能障害	肺気腫、慢性間質性肺炎等
10 運動器機能障害	変形性関節症、 変形性脊椎症等
11 潰瘍による消化器 機能障害	胃潰瘍、十二指腸潰瘍等 (※ 癩痕、変形のものを除く。)

⑦ 介護手当（一般）	重度	125,800 円/月 (支給限度額) ※ 1
	中度	90,520 円/月 (支給限度額) ※ 1
<p>精神上又は身体上の障害によって、介護（身のまわりの世話）なしでは家庭での日常生活が著しく困難な状態にあり、現に介護人により費用を支出して介護を受けている方</p> <p>※ 1 国支給額に都加算額（1,000 円×介護日数（上限 20 日））が上乗せされています。</p> <p>※ 2 障害の程度が重度の場合は、22,830 円（月額）が最低保障額です。</p>		
⑧ 介護手当（家族）	40,330 円（月額） ※	
<p>精神上又は身体上の障害によって、介護（身のまわりの世話）なしでは家庭での日常生活が著しく困難な状態にあり、現に家族等により費用を支出しないで介護を受けている方</p> <p>※ <u>国支給額に都加算額が上乗せされています。</u></p>		

※ ①、②、④、⑤、⑥の手当は、それぞれ重複して受けられません。

※ ③の手当は、①又は②の手当と重複して受けることができます。

※ ⑦、⑧の手当は、重複して受けられません（①～⑥の手当とは重複して受給できます）。

※ 各種福祉施設・病院等に入所・入院されている方は、⑦、⑧の手当を受けられません。

認定被爆者について

【厚生労働大臣の認定】

厚生労働大臣の認定（原爆症の認定）を受けて、認定書を交付された方を「認定被爆者」といいます。

認定制度とは

認定制度とは、原子爆弾による放射線が原因となって起こった病気やけがについて、厚生労働大臣がその病気やけがが原子爆弾の障害作用に起因するものであることの認定（原爆症認定）を行う制度です。

平成 25 年 12 月に、国の原爆症認定の審査方針が変わり、次の方針を目安として、被爆者救済の立場に立ち、厚生労働省が認定審査を行います。

対象は、被爆者健康手帳の所持者で、現在医療を受けている人に限ります。

<申請方法>

申請するときは、東京都保健医療局保健政策部
疾病対策課までご連絡ください。

申請書類は、**31** ページを参照ください。

原爆症認定の新しい審査方針（H25.12.16 改訂）

1 放射線起因性の判断

（1）積極的に認定する範囲

- ① 悪性腫瘍、白血病、副甲状腺機能亢進症
 - ア 被爆地点が爆心地より約 3.5 km以内
 - イ 原爆投下より約 100 時間以内に爆心地から約 2.0 km以内に入市
 - ウ 原爆投下より約 100 時間経過後から、原爆投下より約 2 週間以内の期間に、爆心地から約 2.0 km以内の地点に 1 週間程度以上滞在
- 上記のいずれかに該当する人から申請がある場合、格段に反対すべき事由がない限り、放射線起因性を原則的に認定する。

② 心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎・
肝硬変

ア 被爆地点が爆心地より約 2.0 km以内

イ 原爆投下より翌日までに爆心地から約 1.0
km以内に入市

- 上記のいずれかに該当する人から申請がある場合、格段に反対すべき事由がない限り、放射線起因性を積極的に認定する。

③ 放射線白内障（加齢性白内障を除く。）

被爆地点が爆心地より約 1.5 km以内である人から申請がある場合は、格段に反対すべき事由がない限り、放射線起因性を積極的に認定する。

(2) (1)以外の申請についても、申請者にかかる被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴など総合的に勘案して、個別にその起因性を総合的に判断する。

2 要医療性の判断

要医療性については、個別に判断する。

〈認定の要件〉

- ・ 疾病が原爆放射線に起因すること。（放射線起因性）
- ・ 現在医療を必要とする状態であること。（要医療性）

認定医療の給付

厚生労働大臣の認定を受けた被爆者は、次ページの厚生労働大臣が指定する医療機関等で治療を受けることになります。

原爆症の指定医療機関

東京都内の指定医療機関（病院）

指定医療機関名	医療機関所在地		電話番号
独立行政法人 国立がん研究センター中央病院	104-0045	中央区築地 5-1-1	03-3542-2511
虎の門病院	105-8470	港区虎ノ門 2-2-2	03-3588-1111
東京都済生会中央病院	108-0073	港区三田 1-4-17	03-3451-8211
独立行政法人 国立国際医療研究センター病院	162-0052	新宿区戸山 1-21-1	03-3202-7181
東京女子医科大学病院	162-0054	新宿区河田町 8-1	03-3353-8111
独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター	162-0821	新宿区津久戸町 5-1	03-3269-8111
国立大学法人 東京大学医学部附属病院	113-0033	文京区本郷 7-3-1	03-3815-5411
日本赤十字社 医療センター	150-0012	渋谷区広尾 4-1-22	03-3400-1311
医療法人財団東京勤労者医療会 代々木病院	151-0051	渋谷区千駄ヶ谷 1-30-7	03-3404-7661
J R 東京総合病院	151-0053	渋谷区代々木 2-1-3	03-3320-2200
伊藤病院	150-8308	渋谷区神宮前 4-3-6	03-3402-7411
社会医療法人社団健友会 中野共立病院	164-0001	中野区中野 5-44-7	03-3386-3166
公益財団法人東京都医療保健協会 練馬総合病院	176-0005	練馬区旭丘 1-24-1	03-5988-2200
医療法人財団健和会 柳原病院	120-0023	足立区千住曙町 35-1	03-3882-1928
医療法人社団大日会 小金井太陽病院	184-0004	小金井市本町 1-9-17	042-383-5511
公立昭和病院	187-0002	小平市花小金井 8-1-1	042-461-0052
社会福祉法人浴光会 国分寺病院	185-0014	国分寺市東恋ヶ窪 4-2-2	042-322-0123
聖路加国際病院	104-8560	中央区明石町 9-1	03-3541-5151
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立多摩南部地域病院	206-0036	多摩市中沢 2-1-2	042-338-5111

東京都内の指定医療機関（診療所）

指定医療機関名	医療機関所在地		電話番号
医療法人財団南葛勤医協 芝診療所	105-0004	港区新橋 6-19-21	03-3432-8701
南麻布医院	106-0047	港区南麻布 1-12-1	03-3452-3211
社会医療法人財団 城南福祉医療協会 ゆたか診療所	142-0042	品川区豊町 4-18-21	03-3781-4723
藤川クリニック	146-0083	大田区千鳥 3-7-2	03-5732-3200
医療法人社団鶴志伴 野内科クリニック	146-0085	大田区久が原 3-36-13 久が原クリニックビル1階	03-5747-1188
医療法人社団エヌシ会西 クリニック	156-0052	世田谷区経堂 2-1-33 経堂コルティ 3階 306号	03-3425-0024
東京ほくと医生活協同組合生 協北診療所	114-0001	北区東十条 2-8-5	03-3913-5271
医療人財団健和会蒲 原診療所	120-0003	足立区東和 3-4-15 1階	03-3605-5594
医療法人財健和会四 ツ木診療所	124-0014	葛飾区東四つ木 4-45-16	03-3694-1661
前澤クリニック	180-0023	武蔵野市境南町 3-15-21	0422-30-2861
なるせクリニック	194-0046	町田市西成瀬 1-57-17	042-721-6686
増子クリニック	195-0061	町田市能ヶ谷 7-11-5	042-735-1499
医療法人社団樹会オ ーク・クリニック	189-0013	東村山市栄町 2-7-15 オーク・ビル1階・地下1	042-395-1550
医療法人社団観会さ くら医院	185-0011	国分寺市本多 1-3-15	042-320-5377
医療法人財団共医療会多 摩みなみクリニック	206-0025	多摩市永山 1-7-8	042-311-4415
東銀座タカハシクリニック	104-0061	中央区銀座 3-11-13 松本銀座ビル5階	03-3524-1200
お茶の水甲状腺クリニック	101-0062	千代田区神田駿河台 4-1-2 ステラお茶の水ビル7F	03-3295-3160

薬局及び訪問看護ステーションの東京都内の指定医療機関については、原爆症認定申請者へ個別にお知らせします。

主な提出物の一覧表

提出先 都庁又は区市町村窓口

※ 詳細は各ページをご確認ください。

※ 精密検査受診交通手当、介護保険利用等助成申請、訪問介護利用助成受給資格、原爆症の申請は都庁へ提出してください。

申請種別		提出内容	ページ
手 帳	住所変更	・居住地変更届	1
		・手帳及び手当証書	
		・住民票	
	氏名変更	・氏名変更届	1
		・手帳及び手当証書	
		・戸籍抄本	
	紛失	・再交付申請書	2
	死 亡	・死亡届	3
		・葬祭料支給申請書	
		・手帳及び手当証書	
・死亡診断書			
・抹消された住民票（除票）			
・葬祭を行ったことの証明（ 申請者氏名（フルネーム）が入っている 葬儀費用の領収書や申請者が喪主であることを確認できる挨拶状等）			
他道府県へ転出	・転出先の道府県庁へお問合せください。	2	

申請種別		提出内容	ページ
健康診断	受診奨励金	・申請書は「健康診断のしおり」に添付しています。 (注・提出期限あり)	6
	精密検査受診交通手当	・申請書は「健康診断のしおり」に添付しています。	6
医療費の償還払い	75歳以上 後期高齢者	・一部負担金相当額支給申請書	8
		・領収書（原本）	9
	75歳未満 時点の分	・一般疾病医療費支給申請書	8
		・一般疾病医療費請求明細書	9
	治療用装具	・一般疾病医療費支給申請書	9
		・医師の意見書（写し）	
		・保険者の支給決定通知書（原本）	
	柔道整復、あん摩、マッサージ、はり・きゅう等	・一般疾病医療費支給申請書	9
・施術明細書（レセプト）			
・領収書（原本）			
介護保険	医療系サービス（償還払）	・一般疾病医療費支給申請書	13
		・領収書（原本）	
		・次のいずれかが写し1点 介護給付費明細 サービス利用票 サービス利用票別表	

申請種別		提出内容	ページ
介護 保険	福祉系 サービス (償還払)	・介護保険利用助成金支給申請書	16
		・領収書(原本)	
		・サービス提供明細書 (サービス利用票の写しでも可)	
		・支払金口座振替依頼書	
		・介護保険被保険者証の写し (初回請求時のみ)	
	養護老人 ホームへ入 所の場合	・訪問介護利用助成受給資格認定証の写し(訪問介護利用者のみ) ・養護老人ホーム利用助成金 支給申請書 ・領収書(原本) ・支払金口座振替依頼書	
訪問介護 利用助成 受給資格	・訪問介護利用助成受給資格認定証交付申請書	18	
	・住民票(世帯全員が記載)		
	・後期高齢者医療被保険者証の写し		
	・介護保険被保険者証の写し		
	・生計中心者の所得を証明するもの		
認定等	原爆症	・認定申請書	23
		・医師の意見書	
		・各種検査報告書等の写し	
	医療特別 手当	・原爆症の認定申請と同時に提出してください。	20

申請種別		提出内容	ページ
手 当	健康管理 手 当 一部更新 審査あり	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理手当認定申請書 	21
		<ul style="list-style-type: none"> ・診断書（健康管理手当用） 	
	保健手当	<ul style="list-style-type: none"> ・保健手当認定申請書 「高額」は都庁へお問合せください。 	20
	介護手当 (一般)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護手当支給申請書 ・診断書（介護手当用）(年 1 回) ・介護保険被保険者証の写し 	22
		費用支出あり/更新 審査あり 《介護事業者が介護》 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用票及び別表又は介護明細（時間・介護実施日・介護内容）が明記されているもの ・領収書（原本） 《別居親族、友人、知人等が介護》 <ul style="list-style-type: none"> ・介護内容記入票 ・住民票（世帯全員） 	
	介護手当 (家族)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護手当支給申請書 ・診断書（介護手当用）(年 1 回) ・介護事実申立書 	22
費用支出なし/更新 審査あり <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証の写し (継続する場合) ・介護手当継続支給申請書 			

都営交通無料乗車券の発行

東京都内に住所を有する原爆被爆者で、次の方には、申請により、都営交通（都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）の無料乗車券が発行されます。

〈対象者〉

被爆者健康手帳の交付を受けている方で、次のいずれかに当てはまる方

- 1 厚生労働大臣の認定を受けた認定被爆者（医療特別手当又は特別手当受給者）
 - 2 健康管理手当受給者
- ※ 東京都シルバーパスを所持する方には発行されません。

〈新規申請方法〉

（窓口） 区市町村の福祉担当窓口

※ 被爆者援護の担当窓口と異なります。

※ IC カード式無料乗車券の更新は、都営交通定期券発売所へお申出ください。

（持参するもの）

- ① 被爆者健康手帳
- ② 厚生労働大臣（厚生大臣）の認定書、医療特別手当証書、特別手当証書又は健康管理手当証

都営住宅入居の優遇

- 1 被爆者健康手帳を持っている方は、「優遇抽せんのある地区」の都営住宅入居申込みの際に、当せん確率が高くなります（家族向け住宅のみ）。
 - 2 厚生労働大臣から認定書の交付を受けた認定被爆者（医療特別手当又は特別手当受給者）及びその世帯の方は、収入認定において特別障害者控除が受けられます。
- ※ 被爆者健康手帳を持っているだけでは対象になりません。

(問合せ先)

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
電話 03 (3498) 8894

税法上の特別措置

厚生労働大臣から**原爆症の認定を受けた方及びその認定を受けた方を扶養する方**は、所得税及び住民税について、障害者控除（特別障害者に該当）が受けられます。

厚生労働大臣の認定を受けたことが確認できる書類の提示が必要となる場合があります。

< 問合せ先 >

納税地を所轄する税務署等

利子所得等の非課税制度

次の対象者については、預貯金等の利子等にかかる所得税及び住民税（20.315%）が非課税となります。非課税の対象となる限度額は、銀行預金等 350 万円・国債等 350 万円までのそれぞれの利子等となっています。

〈対象者〉

医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の受給者

〈問合せ及び申請手続〉

(窓口) 金融機関等

(持参するもの)

各種手当証書及び個人番号カード等

被爆者の子に対する援護

健康診断の実施

被爆後に生まれた被爆者の実子（被爆当時、胎児であった方は除かれます。）**で、東京都内に居住している方**は、「健康診断受診票」の交付を受けることによって年2回（春（5月～6月）、秋（11月～12月））の定期健康診断が受けられます。

〈健康診断受診票の交付申請方法〉

次の書類を揃えてお住まいの区市町村の被爆者関係事務窓口（特別区 **41** ページ、市町村 **44** ページ参照）に申請してください。

- ① 健康診断受診票交付申請書
- ② 住民票
- ③ 戸籍抄本
- ④ 父又は母が被爆者であることを証明する書類

（例）被爆者健康手帳の写し

※ 手帳が東京都交付のものであれば、省略可

※ 3年に一度自動更新を行います。

医療費の助成

被爆者の子で、健康診断受診票の交付を受けている人が、次ページの障害を伴う病気にかかり、6か月以上の医療を必要とするときは、医療費の助成を受けられ、申請に基づき医療券を交付します。

- ※ 助成期間は2年間です（更新可）。
- ※ 医療券の使える医療機関は、東京都が契約している医療機関に限ります。
- ※ 助成範囲は、認定疾病及びその続発症について各種健康保険が適用される医療費の自己負担額（入院時食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）です。

〈申請方法〉

次の書類を揃えて、お住まいの区市町村の被爆者関係事務窓口（特別区 **41** ページ、市町村 **44** ページ参照）に申請してください。

- ① 医療費助成認定申請書
- ② 診断書（医療費助成用）
- ③ 健康診断受診票の写し
- ④ 健康保険証の写し

〈助成の対象となる障害〉

障 害 名	(病気の例示)
1 造血機能障害	(鉄欠乏性貧血、再生不良性貧血等)
2 肝臓機能障害	(肝硬変、慢性肝炎等)
3 細胞増殖機能障害	(悪性新生物、 脳腫瘍(良性を含む。)、白血病)
4 内分泌腺機能障害	(糖尿病、甲状腺機能低下症、 甲状腺機能亢進症等)
5 脳血管障害	(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞等)
6 循環器機能障害	(高血圧性心疾患、 慢性虚血性心疾患等)
7 腎臓機能障害	(慢性腎炎、ネフローゼ症候群、慢 性腎不全、慢性糸球体腎炎等)
8 水晶体混濁による 視機能障害	(白内障) ※先天性、糖尿病性を除く。
9 呼吸器機能障害	(肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維 症等)
10 運動器機能障害	(変形性関節症、変形性脊椎症等)
11 潰瘍による 消化器機能障害	(胃潰瘍、十二指腸潰瘍等) ※癒痕、変形のものを除く。

※ **ただし、感染症、寄生虫病、中毒又は事故による病気等原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかな場合は、助成対象になりません。**

健康相談事業

東京都では、被爆者の方々の健康相談事業を、都内の被爆者団体である一般社団法人東友会に委託して実施しています。

健康上や生活上、お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

【相談時間】

月曜日～金曜日：午前 10 時から午後 5 時まで

土曜日：午前 10 時から午後 3 時まで

一般社団法人東友会

所在地 〒 113 - 0034

文京区湯島二丁目 4 番 4 号

平和と労働センター 6 階

電話番号 (03)5842-5655

◇被爆者関係事務窓口一覧◇

各種届出や手当の申請の用紙の交付及び受付は
次の窓口で行っています。

令和5年7月現在

東京都福祉保健局保健政策部 疾病対策課被爆者援護担当	〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1	03-5320-4473
-------------------------------	---------------------------	--------------

特別区窓口

地域	窓 口	所 在 地	電 話
千代田区	千代田保健所地域保健課	千代田区九段北 1-2-14	03-5211-8164
中央区	福祉保健部健康推進課予防係	中央区明石町 12-1	03-3541-5930
港区	保健福祉支援部障害者福祉課 障害者給付係	港区芝公園 1-5-25	03-3578-2299
新宿区	牛込保健センター	新宿区矢来町 6 <small>(R6年度中に弁天町 50へ移転予定)</small>	03-3260-6231
	四谷保健センター	新宿区四谷三栄町 10-16	03-3351-5161
	東新宿保健センター	新宿区新宿 7-26-4	03-3200-1026
	落合保健センター	新宿区下落合 4-6-7	03-3952-7161
文京区	文京区保健衛生部予防対策課	文京区春日 1-16-21	03-5803-1225
台東区	台東保健所保健予防課予防担当	台東区東上野 4-22-8	03-3847-9471
墨田区	向島保健センター	墨田区東向島 5-16-2	03-3611-6135
	本所保健センター	墨田区東駒形 1-6-4	03-3622-9137
江東区	江東区保健所健康推進課庶務係	江東区東陽 2-1-1	03-3647-9539
品川区	品川保健センター	品川区北品川 3-11-22	03-3474-2221
	大井保健センター	品川区大井 2-27-20	03-3772-2666
	荏原保健センター	品川区西五反田6-6-6 <small>(R5年7月移転)</small>	03-5487-1314 <small>(移転に伴い変更)</small>

地域	窓 口	所 在 地	電 話
目黒区	健康福祉部健康福祉計画課	目黒区上目黒 2-19-15	03-5722-9836
大田区	大田区保健所大森地域健康課 (大森地域庁舎)	大田区大森西 1-12-1	03-5764-0661
	大田区保健所調布地域健康課 (調布地域庁舎)	大田区雪谷大塚町 4-6	03-3726-4145
	大田区保健所蒲田地域健康課 (蒲田地域庁舎)	大田区蒲田本町 2-1-1	03-5713-1701
	大田区保健所糎谷・羽田地域健康課 (糎谷・羽田地域庁舎)	大田区東糎谷 1-21-15	03-3743-4161
世田谷区	世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課	世田谷区世田谷 4-22-33	03-5432-2893
	北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課	世田谷区北沢 2-8-18	03-6804-9355
	玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課	世田谷区等々力 3-4-1	03-3702-1948
	砧総合支所保健福祉センター健康づくり課	世田谷区成城 6-2-1	03-3483-3161
	烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課	世田谷区南烏山 6-22-14	03-3308-8228
渋谷区	渋谷区健康推進部地域保健課	渋谷区宇田川町 1-1	03-3463-2433
中野区	中部すこやか福祉センター	中野区中央 3-19-1	03-3367-7788
	北部すこやか福祉センター	中野区江古田 4-31-10	03-3389-4321
	南部すこやか福祉センター	中野区弥生町 5-11-26	03-3382-1750
	鷺宮すこやか福祉センター	中野区若宮 3-58-10	03-3336-7111
杉並区	荻窪保健センター	杉並区荻窪 5-20-1	03-3391-0015
	高井戸保健センター	杉並区高井戸東 3-20-3	03-3334-4304
	高円寺保健センター	杉並区高円寺南 3-24-15	03-3311-0116
	上井草保健センター	杉並区上井草 3-8-19	03-3394-1212
	和泉保健センター	杉並区和泉 4-50-6	03-3313-9331
豊島区	池袋保健所健康推進課	豊島区東池袋 4-42-16	03-3987-4172
	池袋保健所出張窓口	豊島区南池袋 2-45-1 (豊島区役所本庁舎 4F)	—
	長崎健康相談所	豊島区长崎 3-6-24 1階	03-3957-1191

地域	窓 口	所 在 地	電 話
北 区	福祉部地域福祉課	北区王子本町 1-15-22	03-3908-9015
荒 川 区	障害者福祉課こころの健康推進係	荒川区荒川 2-2-3	03-3802-3111 内 2688
板 橋 区	板橋健康福祉センター	板橋区大山東町 32-15	03-3579-2333
	赤塚健康福祉センター	板橋区赤塚 1-10-13	03-3979-0511
	志村健康福祉センター	板橋区蓮根 2-5-5	03-3969-3836
	上板橋健康福祉センター	板橋区桜川 3-18-6	03-3937-1041
	高島平健康福祉センター	板橋区高島平 3-13-28	03-3938-8621
練 馬 区	豊玉保健相談所	練馬区豊玉北 5-15-19 (豊玉すこやかセンター 内)	03-3992-1188
	石神井保健相談所	練馬区石神井町 7-3-28	03-3996-0634
	練馬区保健所保健予防課	練馬区豊玉北 6-12-1 (東庁舎 6 階)	03-5984-2484
足 立 区	衛生管理課衛生管理係	足立区中央本町1-17-1 (南館2階)	03-3880-5891
葛 飾 区	葛飾区健康部 (保健所) 保健予防課	葛飾区青戸 4-15-14 (健康プラザかつしか内)	03-3602-1274
	新小岩保健センター	葛飾区西新小岩 4-33-2 (にこわ新小岩 内)	03-3696-3781
	金町保健センター	葛飾区金町 4-18-19	03-3607-4141
	水元保健センター	葛飾区東水元 1-7-3	03-3627-1911
江 戸 川 区	江戸川保健所保健予防課医療給付係	江戸川区中央 4-24-19	03-5661-2464
	小岩健康サポートセンター	江戸川区東小岩 3-23-3	03-3658-3171
	東部健康サポートセンター	江戸川区瑞江 2-5-7 東部フレンドホール 3 階	03-3678-6441
	清新町健康サポートセンター	江戸川区清新町 1-3-11	03-3878-1221
	葛西健康サポートセンター	江戸川区中葛西 3-10-1	03-3688-0154
	鹿骨健康サポートセンター	江戸川区鹿骨 1-55-10	03-3678-8711
	小松川健康サポートセンター	江戸川区小松川 3-6-1	03-3683-5531
	なぎさ健康サポートセンター	江戸川区南葛西 7-1-27	03-5675-2515

市町村窓口

地域	窓 口	所 在 地	電 話
八王子市	八王子市保健所（保健対策課）	八王子市明神町 3-19-2 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟 5階	042-645-5162
立 川 市	福祉保健部福祉総務課調整係	立川市泉町 1156-9	042-523-2111 (内 1491)
武蔵野市	健康福祉部健康課	武蔵野市吉祥寺北町 4-8-10	0422-51-7004
三 鷹 市	健康福祉部障がい者支援課 障がい者医療・給付係	三鷹市野崎 1-1-1	0422-29-9234
青 梅 市	健康福祉部地域福祉課庶務係	青梅市東青梅 1-11-1	0428-22-1111 内 2333
府 中 市	福祉保健部障害者福祉課生活係	府中市宮西町 2-24	042-335-4545
昭 島 市	保健福祉部障害福祉課	昭島市田中町 1-17-1	042-544-5111
調 布 市	福祉健康部健康推進課	調布市小島町 2-33-1 文化会館たづくり西館 保健センター 4階	042-441-6100
町 田 市	地域福祉部福祉総務課事業係	町田市森野 2-2-22	042-724-2537
小金井市	福祉保健部健康課健康係	小金井市貫井北町 5-18-18	042-321-1240
小 平 市	健康福祉部生活支援課地域福祉担当	小平市小川町 2-1333健康 福祉事務センター 2階	042-346-9537
日 野 市	健康福祉部福祉政策課地域福祉係	日野市神明 1-12-1	042-514-8467
東村山市	健康福祉部障害支援課事業係	東村山市本町 1-2-3	042-393-5111 内 3570
国分寺市	健康部地域共生推進課	国分寺市戸倉 1-6-1	042-325-0111 内 348
国 立 市	健康福祉部しょうがいしゃ支援課 手当・給付係	国立市富士見台 2-47-1	042-576-2111 内 162
福 生 市	福祉保健部障害福祉課障害福祉係	福生市本町 5	042-551-1742
狛 江 市	福祉保健部高齢障がい課 障がい者支援係	狛江市和泉本町 1-1-5	03-3430-1111 内 2209

地域	窓 口	所在地	電話
東大和市	地域福祉部障害福祉課庶務係	東大和市中中央 3-930	042-563-2111 内 1121
清瀬市	福祉子ども部福祉総務課福祉総務係	清瀬市中里 5-842	042-497-2056
東久留米市	福祉保健部福祉総務課	東久留米市本町 3-3-1	042-470-7749
武蔵村山市	健康福祉部福祉総務課	武蔵村山市本町 1-1-1	042-565-1111 内 152・154
多摩市	健康福祉部福祉総務課	多摩市関戸 6-12-1	042-338-6889
稲城市	福祉部生活福祉課	稲城市東長沼 2111	042-378-2111 内 208
羽村市	福祉健康部社会福祉課庶務係	羽村市緑ヶ丘 5-2-1	042-555-1111 内 113
あきる野市	健康福祉部福祉総務課福祉総務係	あきる野市二宮 350	042-518-7250
西東京市	健康福祉部障害福祉課手当助成係 (田無庁舎)	西東京市南町 5-6-13	042-420-2806
	健康福祉部障害福祉課手当助成係 (保谷保健福祉総合センター)	西東京市中町 1-5-1	042-464-1311 内 21561
瑞穂町	福祉部福祉課福祉推進係	瑞穂町箱根ヶ崎 2335	042-557-7620
日の出町	子育て福祉課地域支援係	西多摩郡日の出町平井2780	042-588-4112
檜原村	福祉けんこう課	西多摩郡檜原村 2717	042-598-3121
奥多摩町	福祉保健課健康係	西多摩郡奥多摩町氷川1111	0428-83-2777
大島町	福祉けんこう課福祉医療係	大島町元町 1-1-14	04992-2-1471
利島村	住民課	利島村 248	04992-9-0013
新島村	さわやか健康センター	新島村本村 3-12-8	04992-5-1856
神津島村	福祉課福祉係	神津島村 904	04992-8-0011
三宅村	福祉健康課健康係	三宅村阿古 497 (臨時庁舎)	04994-5-0911
御蔵島村	総務課民生係	御蔵島村字入かねが沢	04994-8-2121
八丈町	福祉健康課障がい福祉係	八丈町大賀郷 2551 番地 2	04996-2-5570
青ヶ島村	総務課庶務民生係	青ヶ島村無番地	04996-9-0111
小笠原村	村民課福祉係	小笠原村父島字西町	04998-2-3939

◇都道府県担当課一覧◇

都道府県名	主管部局	〒	所在地	電話
厚生労働省	健康局総務課	100-8916	千代田区霞ヶ関 1-2-2	03-5253-1111
北海道	保健福祉部 健康安全局地域保健課	060-8588	札幌市中央区北三条西 6	011-204-5258
青森	健康福祉部がん・ 生活習慣病対策課	030-8570	青森市長島 1-1-1	017-734-9215
岩手	保健福祉部医療政策室	020-8570	盛岡市内丸 10-1	019-629-5417
宮城	保健福祉部 疾病・感染症対策室	980-8570	仙台市青葉区本町 3-8-1	022-211-2636
秋田	健康福祉部保健・疾病対策課	010-8570	秋田市山王 4-1-1	018-860-1424
山形	健康福祉部コロナ収束総合 企画課	990-8570	山形市松波 2-8-1	023-630-2315
福島	保健福祉部健康づくり推進課	960-8670	福島市杉妻町 2-16	024-521-7640
茨城	保健福祉部健康・地域ケア 推進課	310-8555	水戸市笠原町 978-6	029-301-3220
栃木	保健福祉部健康増進課	320-8501	宇都宮市壺田 1-1-20	028-623-3096
群馬	健康福祉部感染症・がん疾 病対策課	371-8570	前橋市大手町 1-1-1	027-226-2601
埼玉	保健医療部疾病対策課	330-9301	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-3583
千葉	健康福祉部健康福祉指導課	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2349
東京	福祉保健局保健政策部 疾病対策課	163-8001	新宿区西新宿 2-8-1	03-5320-4473
神奈川	福祉子どもみらい局福祉部 生活支援課	231-8588	横浜市中区日本大通 1	045-210-4907
新潟	福祉保健部健康づくり支援課	950-8570	新潟市中央区新光町 4-1	025-280-5202
富山	厚生部健康対策室健康課	930-8501	富山市新総曲輪 1-7	076-444-4513
石川	健康福祉部健康推進課	920-8580	金沢市鞍月 1-1	076-225-1448
福井	健康福祉部地域福祉課	910-8580	福井市大手 3-17-1	0776-20-0327
山梨	福祉保健部健康増進課	400-8501	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1497
長野	健康福祉部地域福祉課	380-8570	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7094
岐阜	健康福祉部保健医療課	500-8570	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-8275
静岡	健康福祉部疾病対策課	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-3773
愛知	保健医療局健康医療部健康 対策課	460-8501	名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6268

都道府県名	主管部局	〒	所在地	電話
三重	医療保健部健康推進課	514-8570	津市広明町 13	059-224-2334
滋賀	健康医療福祉部 健康寿命推進課	520-8577	大津市京町 4-1-1	077-528-3655
京都	健康福祉部健康対策課	602-8570	京都市上京区下立売通新町 西入藪ノ内町	075-414-4736
大阪	健康医療部保健医療室 地域保健課	540-8570	大阪市中央区大手前 2-1-22	06-6944-9172
兵庫	保健医療部疾病対策課	650-8567	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-3245
奈良	医療政策局健康推進課	630-8501	奈良市登大路町 30	0742-27-8660
和歌山	福祉保健部 健康局健康推進課	640-8585	和歌山市小松原通 1-1	073-441-2640
鳥取	福祉保健部ささえあい福祉局 福祉保健課	680-8570	鳥取市東町 1-220	0857-26-7145
島根	健康福祉部健康推進課	690-8501	松江市殿町 1	0852-22-5329
岡山	保健福祉部保健福祉課	700-8570	岡山市北区内山下 2-4-6	086-226-7320
広島	健康福祉局被爆者支援課	730-8511	広島市中区基町 10-52	082-513-3116
山口	健康福祉部医務保険課	753-8501	山口市滝町 1-1	083-933-2820
徳島	保健福祉部健康づくり課	770-8570	徳島市万代町 1-1	088-621-2988
香川	健康福祉部健康福祉総務課	760-8570	高松市番町 4-1-10	087-832-3260
愛媛	保健福祉部 健康衛生局健康増進課	790-8570	松山市一番町 4-4-2	089-912-2405
高知	健康政策部健康対策課	780-8570	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9678
福岡	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	812-8577	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3267
佐賀	健康福祉部健康福祉政策課	840-8570	佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7074
長崎	福祉保健部 原爆被爆者援護課	850-8570	長崎市尾上町 3-1	095-895-2475
熊本	健康福祉部 健康局健康づくり推進課	862-8570	熊本市中央区水前寺 6-18-1	096-333-2210
大分	福祉保健部 健康づくり支援課	870-8501	大分市大手町 3-1-1	097-506-2663
宮崎	福祉保健部健康増進課	880-8501	宮崎市橋通東 2-10-1	0985-26-7078
鹿児島	くらし保健福祉部健康増進課	890-8577	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2714
沖縄	保健医療部地域保健課	900-8570	那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2215
広島市	健康福祉局 原爆被害対策部援護課	730-8586	広島市中区国泰寺町 1-6-34	082-504-2193
長崎市	原爆被爆対策部援護課	850-8685	長崎市魚の町 4-1	095-829-1149

こまったときのクイック検索

※ すぐ調べたいときにご活用ください。

検 索 項 目	ページ
手続書類の内容について知りたい	29
どのような手当があるか？	20
住所や名前が変わった	1
手帳や手当証書をなくしてしまった	2
死亡した場合の手続について	3
健康診断について	4
手帳の使える医療機関等へかかるとき	7
手帳の使えない医療機関等で医療費を支払った	8
手帳の使える医療機関等を調べたい	7
治療用装具や柔道整復等の費用を支払った	8 9
介護保険サービスを利用するとき	11
介護保険サービスを利用し支払った	12
	13
	15
	16
訪問介護を利用するとき	18
対象とならない介護保険サービスとは？	17
介護手当とは？	22
原爆症の認定を受けたい	23・24
被爆者の子の制度について	37